



さくら

# 山原 治

税理士  
社会保険労務士  
行政書士

## 税経労務通信

# 事務所

編集発行人

税理士 山原 治  
社会保険労務士  
行政書士  
〒910-0003  
福井市松本4-2-4  
加藤ビル2F  
TEL 0776(21)2470(代)  
FAX 0776(24)3311  
URL <http://www.yamahara-office.jp>  
E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

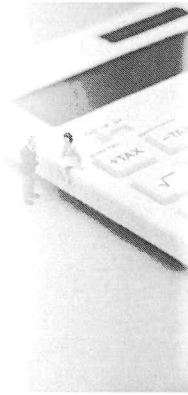
### ワンポイント 価格転嫁検討ツール

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい事業者が商品別(取引先別)の収支状況を確認しながら、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツール。独立行政法人中小企業基盤整備機構がリリースしたもので、登録不要、無料で利用できます。

## 4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)第1期分の納付  
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市区町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 4月30日

# 令和6年度 決算の留意点



令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用される法人税制では、令和6年度税制改正において、賃上げ促進税制や交際費等の損金不算入制度の見直しが行われています。決算・申告手続きの際の留意点を、改めて確認します。

## 賃上げ促進税制

### (1) 全法人向け制度

国内雇用者に支給した給与などの額（以下、雇用者給与等支給額）が、前年度と比べて一定以上増加した場合に、増加額に税額控除割合を乗じた額を法人税額から控除する制度を、賃上げ促進税制といいます。原則は、継続雇用者給与等支給増加割合

が3%以上の場合に税額控除割合は10%ですが、次の上乗せ措置があります。【表1参照】継続雇用者給与等支給増加割合が、4%以上の場合には5%を加算して税額控除割合が15%に、5%以上の場合には10%を加算して税額控除割合が20%に、7%以上の場合には15%を加算して税額控除割合が25%になります。

さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に5%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けている場合、税額控除割合に5%を加算します。

### (2) 中堅企業向け制度

青色申告書を提出する法人で事業年度終了時に特定法人（常時使用する従業員の数が200人以下等の要件を満たす法人）に該当するものについては、次の上乗せ措置があります。継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上の場合には15%を加

算して税額控除割合が25%になります。さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に5%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けている場合、またはその事業年度においてえるばし認定3段階目の認定を受けた場合には、税額控除割合に5%を加算します。

### (3) 中小企業等向け制度

中小企業者等については、雇用者給与等支給増加割合が、1.5%以上の場合には税額控除割合が15%、2.5%以上の場合には税額控除割合が30%になります。

さらに、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合、税額控除割合に10%を加算します。また、プラチナくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けている場合、またはそ

表1 賃上げ促進税制の税額控除割合

国税庁資料より

| 区分   | 増加率の判定対象            | 賃上げ要件  | 基本割合 | 教育訓練費 | くるみん<br>えるばし | 合計  | 教育訓練費の要件                                                              | くるみん・えるばしの要件             |
|------|---------------------|--------|------|-------|--------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 全法人  | 継続雇用者<br>給与等<br>支給額 | 3%以上   | 10%  | + 5%  | + 5%         | 20% | ①教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上<br>かつ、<br>②教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上 | プラチナくるみん認定又はプラチナえるばし認定   |
|      |                     | 4%以上   | 15%  |       |              | 25% |                                                                       |                          |
|      |                     | 5%以上   | 20%  |       |              | 30% |                                                                       |                          |
|      |                     | 7%以上   | 25%  |       |              | 35% |                                                                       |                          |
| 中堅企業 |                     | 3%以上   | 10%  | + 5%  | + 5%         | 20% |                                                                       | プラチナくるみん認定又はえるばし3段階目以上認定 |
|      |                     | 4%以上   | 25%  |       |              | 35% |                                                                       |                          |
| 中小企業 | 雇用者<br>給与等<br>支給額   | 1.5%以上 | 15%  | + 10% | + 5%         | 30% | 上記①が5%以上かつ、<br>②が0.05%以上                                              | くるみん認定又はえるばし2段階目以上認定     |
|      |                     | 2.5%以上 | 30%  |       |              | 45% |                                                                       |                          |



の事業年度においてくるみん認定もしくはえるほし認定2段階目以上の認定を受けた場合には、税額控除割合に5%を加算します。

(4) 繰越控除・その他  
賃上げ促進税制により税額控除できる額は、調整前法人税額の20%（当期税額基準額）が上限になっています。中小企業者等については、当期税額基準額を超える額は、最大5年間繰り越して、各期の上限の範囲内で調整前法人税額から控除することができま。【図1参照】

この規定の適用を受ける場合には、賃上げ促進税制の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、明細書を添付する必要があります。

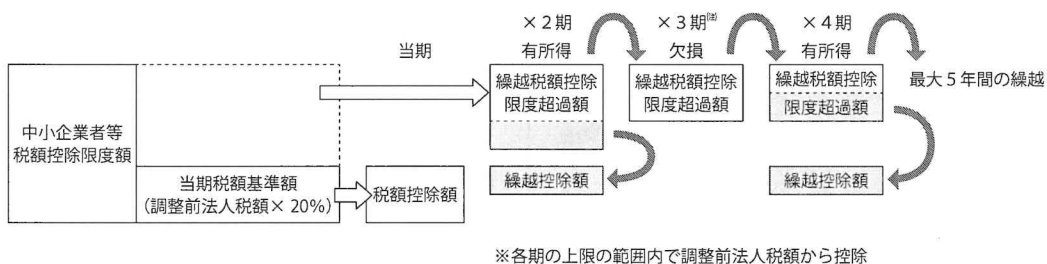
賃上げ促進税制では、「給与等の支給額」から「その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」を控除することになっています。この控除する金額から、「役務提供の対価として支払を受ける金額」が除かれることになりました。具体的には、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算などは控除せず、「給与等の支給額」に含まれることとなります。

— 交際費等 —

令和6年4月1日以後に支出する飲食費のうち、1人当たり1万円以下のものは交際費等の範囲から除かれます。また、1人当たり1万円を超える接待飲食費の50%相当額について損金算入を認める制度（接待飲食費に係る損金算入の特例）と、中小法人が支出する交際費等のうち800万円までの損金算入を認める制度（中小法人に係る損金算入の特例）については、適用期限が3年間延長され、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。【図2参照】

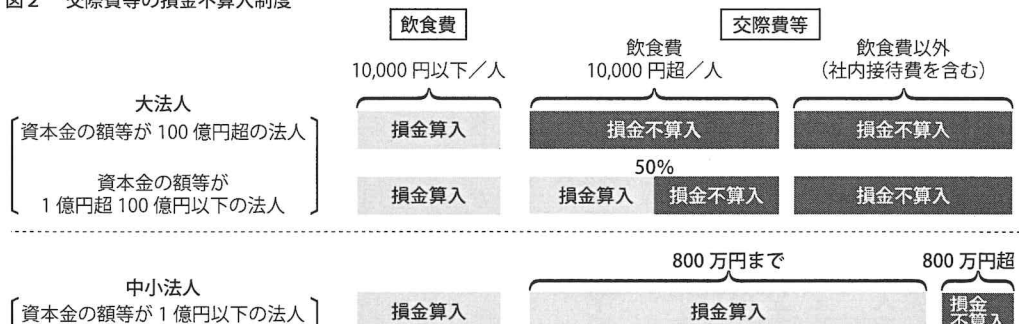
図1 繰越税額控除制度のイメージ

国税庁資料より



(注) 繰越税額控除制度の適用を受けない事業年度であっても、確定申告書等に明細書の添付が必要

図2 交際費等の損金不算入制度



※ 中小法人は、交際費等の800万円までの損金算入と飲食費の50%相当額の損金算入とのいずれかを選択可能

## 譲渡した株式等の取得費

株式等を売却（譲渡）した場合の譲渡所得等の金額は、売却金額から取得費と売却手数料等を差し引いて計算します。取得費は、株式等を取得したときに支払った払込代金や購入代金ですが、購入手数料（消費税を含みます）や名義書換料などの費用も含まれます。

株式等を払込みや購入以外で取得した場合の取得費は、原則として次の通りです。

- (1) 相続・遺贈・贈与により取得した株式等
  - ・ 限定承認に係るものを除き、被相続人、遺贈者または贈与者の取得費を引き継ぎます。
  - ・ NISAやジュニアNISAに受け入れられていた上場株式等が相続・遺贈・贈与により払い出された場合は、原則として相続開始日や贈与日の終値に相当する金額で相続人、受遺者または受贈者が取得したものとみなされます。

- (2) 特定譲渡制限付株式または承継譲渡制限付株式
  - ・ 一定の場合を除き、特定譲渡制限付株式等の制限が解除された日における価額

- (3) 発行法人から与えられた一定の権利の行使により取得した株式等
  - ・ 権利行使日における価額など

- (4) 発行法人の株主等として与えられた新たな払込みや給付を要しないで取得した株式または新株予約権
  - ・ 0円

- (5) NISAやジュニアNISAから特定口座や一般口座に移管した株式等 ※(1)を除く
  - ・ 移管日の終値に相当する金額

- (6) (1)から(5)以外の方法により取得した株式
  - ・ その取得の時点におけるその株式等の取得のために通常要する価額

なお、取得費がわからない場合は、同一銘柄の株式等ごとに、取得費の額を売却代金の5%相当額とすることも認められます。

## 公益社団法人等に対する寄附

個人が公益社団法人等に寄附金を支払った場合、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、一定の算式で計算した金額の税額控除の適用を受けるか、いずれかを選択することになります。

ここで公益社団法人等とは、次に掲げる法人をいいます。  
・ 公益社団法人および公益財団

法人  
・ 私立学校法に規定する学校法人等  
・ 社会福祉法人  
・ 更生保護法人

また、国立大学法人や公立大学法人などに対する寄附金は、一定の事業に充てられることが確実なものに限られます。

寄附先が対象となる法人であるかについては、文部科学省や厚生労働省などのホームページで確認することができます。

## 4月の税務ピックアップ

### 土地等の価格等の縦覧

土地や家屋の価格は、固定資産評価基準に基づいて評価され、市町村長（東京都23区の場合は都知事）がその価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。この登録された価格が適正であるか、他の土地や家屋と比較できる制度を「縦覧」といい、固定資産（土地や家屋）が所在する市区町村で課税される土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿を見ることができま

す。縦覧ができる人は、固定資産を所有する納税者と納税者から委任を受けた人で、納税者が所有する土地や家屋が所在する市区町村の縦覧帳簿に限って縦覧が可能です。なお、土地のみが課税されている人は土地の縦覧帳簿、家屋のみが課税されている人は家屋の縦覧帳簿に限って縦覧できます。

縦覧期間は市区町村によって異なりますので、市町村（東京都23区は東京都主税局）のホームページ等でご確認ください。